

令和6年度4月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時	令和6年4月25日(木)	午前9時30分～午前10時40分
開催場所	所沢市役所502会議室	
議案	議案第1号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号	農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
	議案第4号	農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
	議案第5号	農用地利用集積計画の利用権設定の決定について
	議案第6号	農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)

出席委員	1番 斎藤 昇	2番 二上 茂雄	3番 池之谷 昭治
	4番 岩崎 良一	5番 肥沼 一彦	6番 齊藤 喜代治
	7番 田中 宏	8番 吉田 英和	9番 北田 良孝
	10番 栗原 明夫	11番 栗原 茂	12番 平岡 豊子
	13番 鹿島 正之助	14番 肥沼 正明	15番 中 茂紀
	16番 水村 英紀	17番 新井 祥穂	

欠席委員 なし

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。栗原会長のあいさつの後、引き続き栗原会長が議長となり議事を進めた。

議長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号4番 岩崎 良一委員、5番 肥沼 一彦委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字本郷字東上です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は211平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は大字日比田字二番向山です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は999平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号3番、所在地は大字南永井字北一本木の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて991平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上3件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

議長：申請番号2番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可といたします。

議 長： 申請番号3番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見ををお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議 長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： (全員挙手)

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、許可といたします。

2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は林二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は32平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は敷地の拡張です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は、申請地を自己用住宅敷地として拡張するものです。

以上1件です

議 長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議 長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： （全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字牛沼字下原の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて979平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は認定こども園です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については、上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、認定こども園を建築するものです。

申請番号2番、所在地は北原町の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて992平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、駐車場を設置するものです。

申請番号3番、所在地は三ヶ島三丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は178平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、資材置場を設置するものです。

以上3件です

議 長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議 長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： （全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

議 長： 申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議 長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可相当といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見を願います。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほど願います。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、許可相当といたします。

4 議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野二丁目の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて149平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を母及び叔母から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

申請番号2番、所在地は林一丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は378平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

申請番号3番、所在地は林二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は610平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は貸借権の設定です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け、資材置場を設置するものです。

以上3件です

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可相当といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見を願います。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほど願います。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、許可相当といたします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字山口字三田です。現況地目は畑で、面積は1,008平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字日比田字中丸の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,685平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年5月1日から令和9年4月30日までの3年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島三丁目です。現況地目は畑で、面積は1,939平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島三丁目です。現況地目は畑で、面積は合わせて6,499平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間です。

以上4件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、決定といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどよろしくをお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、決定といたします。

議長： 申請番号3番及び4番については、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長： それでは、申請番号3番及び4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づき、当該計画につ
いては、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号3番及び4番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番から4番までについて、決
定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番及び4番については、決定と
いたします。

6 議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長：「議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,802平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の9筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は9筆合わせて4,389平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年7月1日から令和12年6月30日までの6年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原です。現況地目は畑で、面積は1,075平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年7月1日から令和12年6月30日までの6年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,455平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年5月1日から令和7年3月31日までの11ヵ月間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字宮原の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて3,058平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年7月1日から令和12年6月30日までの6年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島二丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,125平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年7月1日から令和12年6月30日までの6年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島二丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,265平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年7月1日から令和12年6月30日までの10年間です。

申請番号8番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島四丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて4,197平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年7月1日から令和12年6月30日までの6年間です。

申請番号9番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島五丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2

筆合わせて4, 945平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間で

す。
以上9件です。

議 長： 初めに、申請番号1番及び2番については、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委 員： (異議なし)

議 長： それでは、申請番号1番及び2番について審議します。本件につきましては私が地区担当ですので意見を発表します。現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま

す。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づき、当該計画については、妥当なものと思われま

す。審議のほどお願いします。
議 長： 申請番号1番及び2番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号1番及び2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： (全員挙手)

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番及び2番については、決定といたします。

議 長： 申請番号3番について審議します。本件につきましては私が地区担当ですので意見を発表します。現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま

す。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づき、当該計画については、妥当なものと思われま

す。審議のほどお願いします。
議 長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： (全員挙手)

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、決定といたします。

議 長： 申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま

す。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づき、当該計画につい

ては、妥当なものと思われま

す。審議のほどお願いします。
議 長： 申請番号4番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号4番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： (全員挙手)

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号4番については、決定といたしま

す。

議 長： 申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づき、当該計画につ
いては、妥当なものと思われま。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号5番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号5番について、決定することに
賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号5番については、決定といたしま
す。

議長： 申請番号6番及び7番については、関連しますので一括で審議してよろし
いでしょうか。

委員： (異議なし)

議長： それでは、申請番号6番及び7番について審議します。地区担当の意見を
お願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づき、当該計画につ
いては、妥当なものと思われま。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号6番及び7番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号6番及び7番について、決定す
ることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号6番及び7番については、決定と
いたします。

議長： 申請番号8番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づき、当該計画につ
いては、妥当なものと思われま。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号8番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号8番について、決定することに
賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号8番については、決定といたしま
す。

議長： 申請番号9番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づき、当該計画につ
いては、妥当なものと思われま。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号9番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号9番について、決定することに
賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号9番については、決定といたします。

7 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、14件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項5 農地法第5条の規定による許可申請書の取消願について」は、1件の届出がありました。

「報告事項6 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について」は、1件の届出がありました。

「報告事項7 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、1件の証明の交付を行いました。

「報告事項8 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、2件の通知がありました。

「報告事項9 農地法施行規則該当転用届について」は、1件の届出がありました。

8 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。

事務局： 農用地利用集積等促進計画（原案）に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議 長： 本件について、何かご意見はありますか。

委 員： （な し）

議 長： 「意見なし」として回答してよろしいですか。

委 員： （異議なし）

議 長： それではそのように取り計らいます。

事務局： 次に、「農業振興地域整備計画の変更について」に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議 長： 本件について、何かご意見はありますか。

委 員： （な し）

議 長： 「意見なし」として回答してよろしいですか。

委 員： （異議なし）

議 長： それでは、そのように取り計らいます。以上ですべての議事を終了します。

鹿島会長職務代理者により閉会 （午前10時40分）